

令和7年度 徳島大学病院における看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

項目	現状	目標	具体的な計画
看護補助者 (看護助手、看護アシ スタント、夜勤専従看 護補助者)の雇用促進 と協働促進	看護職員の業務負担を軽減し、看護職がより高い専門性を発揮して業務に専念するために、看護補助者を雇用し、看護チームとして協働することで、看護の質の向上を目指し以下の取り組みをしている。 2021年9月より看護アシスタントとして医療系学生、同年11月から派遣会社からの派遣社員の雇用を開始した。2024年8月には、病棟クラークを看護補助者(看護助手)とし、その勤務時間を様式9(診療報酬加算)に含めた。更に、夜間業務の負担軽減のために、夜勤専従看護補助者(16時30分から翌朝9時の勤務)を導入した(契約職員と派遣職員)。 以上より、看護職の負担軽減とともに、現在の診療報酬加算より上位取得を目指すことができ、増収が見込める。雇用に関しては、看護助手の正規雇用に向けた取り組みと、柔軟な勤務時間の設定について、検討を継続していく。 2025年3月末現在、看護アシスタントは、医療系学生14名、夜間社員13名である。一般も含	雇用 ・雇用が促進され定員人数を満たし、病棟内・外での応援体制が確立する。 協働促進 (看護助手、看護アシスタント:医療系学生・派遣社員、夜勤専従看護補助者) ・看護補助者(看護助手、看護アシスタント:医療系学生・派遣社員、夜勤専従看護補助者:派遣社員)との看護業務のタスク・シフト/シェアを行う。	雇用 (看護助手、看護アシスタント:医療系学生・派遣社員、夜勤専従看護補助者) ① 募集案内パンフレットは継続的に院内掲示と看護部HPに掲載する ② 看護補助者の動画は、当院看護部や徳島県看護協会のホームページに掲載する ③ 看護職員募集案内「START」の改訂に伴い、「看護職と看護補助者の協働」のコーナーを見直す ④ 雇用者面接・採用前オリエンテーションを実施する ⑤ 看護助手の正規雇用に向けた取り組み ⑥ 柔軟な勤務時間の設定の検討 協働促進 (看護助手、看護アシスタント:医療系学生・派遣社員、夜勤専従看護補助者) ① 看護職から看護補助者への看護指示出しの安定稼働を目指す ② 看護補助者間(事務を主業務にする看護助手と患者にかかる業務を主とする看護助手)のタスク・シフト/シェア、PNSマイ ンド醸成を目的とした研修を企画する。

	め 40～50 名の募集を継続する。 看護助手は 45 名、夜勤専従看護補助者は、契約職員 0 名、派遣社員 3 名であり、募集を継続している。 2022 年発足した看護チームケア力向上プロジェクトは 2024 年度で終了し、2025 年度からは働きやすい職場づくり委員会で、看護職と看護補助者がチームとして協働し、安全で質の高い看護ケアを提供することを継続していく。	・看護職の長日勤の時間外勤務時間の削減に繋がる。 ・夜間帯の患者の転倒・転落などのインシデント件数の減少に繋がる。 ・「急性期看護補助体制加算 50 対 1」から「急性期看護補助体制加算 25 対 1」の上位取得を目指し増収を目指す	③ 夜勤専従看護補助者の有効なタスク・シフト/シェアを検討する ④ 看護補助者マニュアル 4 種類（看護補助者マニュアル共通版第 2 版、看護助手マニュアル第 2 版、看護アシスタント第 1 版、夜勤専従看護補助者マニュアル第 1 版）の周知、活用、修正をする ⑤ 看護職と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年 1 回以上見直しを行う ⑥ 看護職の負担軽減に関する診療報酬加算の上位取得の検討を医事課、経営企画課と検討する
業務量の調整	・看護職員の勤務時間や時間外勤務時間及び有給休暇の取得状況、短時間勤務者の状況について、毎月把握している。 ・時間外勤務時間は、2024 年度 2 月までの平均 6.1 時間であった。 ・ベッドコントロールや部署間の応援調整については、平日の朝、病棟の管理者がミーティング（WEB）に参加、時間外・休日は宿日直師長が行っている。	・勤務状況の実態調査票を使用し、勤務始業時刻、就業時刻、時間外勤務時間などの勤務時間を把握し、各部署の勤務環境の改善に取り組む。 ・PNS マインドの醸成や PNS 体制の確立を目指す。	①年休取得状況や夜勤人数・回数、勤務間隔、代休などを確認する。 ②時間外勤務時間の現状を把握する。 ③スタッフや看護管理者が、タイムマネジメントを行い適正な勤務時間となるよう努める。 ④各病棟の業務量を一括で把握し、業務量に応じ一時的な所属病棟以外の病棟への応援を行える体制を確立する。

多様な勤務形態の導入	・夜勤の勤務形態は変則 2 交代（16 時間・12 時間）、3 交代があり、各個人の希望や生活スタイルに合わせ選択できる。また、夜勤の補完として早出、遅出勤務を 8 種類設定している。 ・ヘルシーワークプレイスの浸透によりいきいきと働きやすい職場環境づくりを推進している。	・日本看護協会の「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を適宜順守し、夜勤・交代制勤務の負担を軽減する。 ・職員のワークエンゲージメントの向上につとめる。	ヘルシーワークプレイスの推進 ①「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の周知 ・勤務と勤務の間隔は 11 時間以上あける ・夜勤回数・夜勤の連続回数・連続勤務日数などの勤務編成の基準の導入 ・夜勤後の暦日の休日の確保 ②職務満足度調査の実施
夜勤負担の軽減	・平成 31 年度 4 月より就業規則等関連諸規則を整備し夜勤専従看護師制度を導入、令和 6 年 1 月より職員給与規則を一部改定し、夜勤専従手当を増額した。常勤看護師の夜勤の負担軽減を図っている。夜勤専従看護師は、月平均 10 名である。	夜勤専従看護師の増加に努めることにより、夜勤者数の夜勤回数を減少し、離職率の低下につなげる。	①夜勤専従看護師として勤務できる看護師を募集する。 ②夜勤専従者の就業期間は、1ヶ月を単位とし、連続で6ヶ月までとし健康面のチェックを実施する。 ③各部署の夜勤状況を毎月把握し、適切な労務管理を実施する。